

南部町統合庁舎建設庁内検討会議設置要綱

(設置)

第1条 南部町統合庁舎（以下「統合庁舎」という。）の建設に関し、総合的な見地から必要な事項を調査、検討することを目的に、南部町統合庁舎建設庁内検討会議（以下「庁舎建設検討会議」という。）を設置する。

(庁舎建設検討会議の所掌事務)

第2条 庁舎建設検討会議は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 統合庁舎建設にかかる基本計画策定及び基本設計に関する事項
- (2) その他統合庁舎建設に関して必要な事項

(構成)

第3条 庁舎建設検討会議は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長には副町長を、副委員長には教育長をもって充て、委員には、総務課長、企画財政課長、税務課長、住民生活課長、健康福祉課長、農林課長、商工観光交流課長、建設課長、会計管理者、医療センター事務長、学務課長、社会教育課長、町営地方卸売市場長、議会事務局長、農業委員会事務局長、老健なんぶ事務長をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から統合庁舎建設の事務事業が終了する日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は庁舎建設検討会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が必要に応じ招集する。

- 2 委員長は、委員が会議を欠席する場合には、当該委員の代理者の出席を求めることができる。
- 3 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 庁舎建設検討会議の庶務は、南部町総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁舎建設検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が庁舎建設検討会議に諮って定める。

附則

- 1 この要綱は、平成29年7月12日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条に定める事務が終了したとき、その効力を失う。